

マンガで納得!?

健康保険

!! 仕事中や通勤時のケガ。!!

# 健康保険で治療できる?

業務中や通勤途中などのケガは、労災保険の対象になり、健康保険は使えません。医療機関を受診するときは原因を詳しく伝えてください。



## 納得その1 仕事中や通勤時のケガには健康保険は使えません

仕事中や通勤時の傷病を治療するときは、労災保険から療養補償給付（通勤途中の傷病は療養給付）が給付され、原則として自己負担はありません。健康保険は使えませんので、誤って健康保険で受診してしまったときは、病院で労災保険への切り替え手続きをしてください。

\*健康保険を使って治療を受けた場合、当健保組合から負傷原因などの照会をする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

## 納得その2 労災病院などを受診してください

労災保険で治療を受けるときは、労災病院か労災指定病院を受診し、仕事中または通勤時の傷病であることを伝えてください。一般の病院を受診したときは、治療費の全額をいったん立て替えて支払い、後から払い戻しの手続きが必要になります。

## 納得その3 こんな場合のケガが労災保険の対象です

### ■仕事中(業務災害)

- ・仕事をしているとき
  - ・仕事中にトイレに行ったとき
  - ・出張先で仕事をしているとき
  - ・仕事で外出しているとき など
- \*私用を行っているときや休憩時間にスポーツしているときなどは、業務災害になりません。



### ■通勤途中(通勤災害)

- ・仕事先への行き帰り
  - ・日用品の購入後に通勤を再開したとき など
- \*帰宅途中で居酒屋や映画館に寄ったときなどは、通勤災害になりません。



\*労災保険の対象になるかは、会社の最寄りの労働局や労働基準監督署にお問い合わせください。